

東京都公報

発行
東京都

目次

規則	東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）……………一
告示	市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）……………二
	建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………二
	都営住宅の使用料の変更……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………二
	都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）……………四
	都営改良住宅の使用料の変更……………（同）……………五
	都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）……………六
	電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）……………六
	都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）……………六
規則（人）	初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………七
規則（公）	古物営業法第二十二條第二項の規定により警察官が携帯し、又は提示する証票に関する規則を廃止する規則……………八

通達

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について……………（東京都人事委員会）……………八

規則

東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年五月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十号

東京都葬儀所条例施行規則の一部を改正する規則

東京都葬儀所条例施行規則（昭和二十一年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「〇・五メートル」を「〇・六メートル」に、「〇・六一メートル」を「〇・七メートル」に、「二・〇メートル」を「二・三メートル」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 知事は、拾骨の时限を随時通知することとする。

2 前項の时限は、通知後三十分以内の時間とする。ただし、知事が相当の事由がある
と認める場合は、この限りではない。

第十五条を次のように改める。

第十五条 第一条第一項及び第三項の規定は、指定管理者が青山葬儀所において葬儀所の管理に関する業務を行う場合に準用する。この場合において、第一条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 第一条第一項及び第三項並びに第四条の規定は、指定管理者が瑞江葬儀所において葬儀所の管理に関する業務を行う場合に準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、令和八年六月一日から施行する。

告示

●東京都告示第六百九十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小金井駅北口駅前東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

武蔵小金井駅北口駅前東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和七年六月二十日から令和十三年三月三十一日まで

三 施行地区

小金井市本町五丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

小金井市本町五丁目十二番四号

令和七年六月二十日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十四年三月三十一日まで延長する。
事務所の所在地を小金井市本町五丁目十二番七号に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年五月二十九日

●東京都告示第六百九十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」

という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

東京都多摩建築指導事務所長

佐 藤 至

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和八年四月十四日	小金井市中町二丁目二千五百十八番三の一部	延長 二一・〇九 幅員 四・〇〇

●東京都告示第六百九十七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和七年六月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(3号棟)	港区港南4-5	37.3	2	34,600	105,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(6号棟)	新宿区戸山2-6	38.3	1	31,800	78,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(13号棟)	新宿区戸山2-13	33.8	1	27,900	78,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(15号棟)	新宿区戸山2-15	38.3	1	31,700	81,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	33,500	94,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	33,700	95,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	5	29,000	56,600
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	35,700	70,100
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	1	36,200	75,000
一般都営	高層耐火	白鰐東アパート(8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	74,700
一般都営	高層耐火	白鰐東アパート(9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	2	43,700	74,700
一般都営	高層耐火	白鰐東アパート(6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	75,800
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,400	83,300
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,400	83,300
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,100	85,100
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート(1号棟)	江東区枝川3-4	51.2	1	42,300	88,300
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(9号棟)	江東区辰巳1-2	38.4	1	30,400	61,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(47号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,100	58,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(67号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,600	60,000
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(11号棟)	江東区南砂5-24	33.4	2	26,000	47,600
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	42,700
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	57,900
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(2号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	58,100
一般都営	中層耐火	東雲一丁目アパート(5号棟)	江東区東雲1-8	33.4	1	26,700	51,000
一般都営	中層耐火	大島八丁目第2アパート(9号棟)	江東区大島8-21	48.1	1	39,800	83,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	2	30,700	58,000
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	54,800
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	33,600	63,200
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート(1号棟)	江東区白河1-5	50.9	1	42,400	89,600
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	98,400
一般都営	中層耐火	南砂五丁目第2アパート(4号棟)	江東区南砂5-1	55.9	1	46,900	107,500
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	76,900
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート(9号棟)	江東区森下3-13	54.0	1	45,100	90,900

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	2	36,000	93,400
一般都営	高層耐火	大崎五丁目アパート(1号棟)	品川区大崎5-2	61.5	1	59,100	139,500
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート(3号棟)	大田区西糀谷2-26	39.0	1	32,000	60,600
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(5号棟)	世田谷区喜多見2-10	51.0	1	39,900	72,500
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	28,800	63,200
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート(3号棟)	中野区南台2-29	41.5	1	31,000	64,000
一般都営	中層耐火	成田東二丁目アパート(1号棟)	杉並区成田東2-5	42.3	1	31,300	69,700
一般都営	中層耐火	西尾久八丁目アパート(12号棟)	荒川区西尾久8-10	51.0	1	38,200	82,200
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第2アパート(2号棟)	板橋区前野町5-13	55.9	1	42,800	87,800
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート(9号棟)	板橋区坂下1-36	41.0	1	31,300	69,400
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート(10号棟)	板橋区坂下1-36	51.0	2	38,500	74,100
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,200	74,900
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	2	38,600	76,500
一般都営	中層耐火	東大泉六丁目アパート(2号棟)	練馬区東大泉6-36	61.5	1	50,100	113,600
一般都営	中層耐火	早宮三丁目アパート(1号棟)	練馬区早宮3-39	55.9	1	43,900	102,300
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目第2アパート(4号棟)	練馬区春日町3-4	55.9	1	43,600	100,100
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(7号棟)	練馬区北町6-13	47.5	1	37,000	84,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(38号棟)	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,600	58,000
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-1号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	118,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-5号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	118,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	118,700
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(7号棟)	足立区西竹の塚1-10	48.1	1	35,200	74,300
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,400	41,900
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート(1号棟)	足立区島根4-29	59.6	1	43,300	90,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(2号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,100	39,000
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート(7号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,200	40,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(1号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	24,900	46,500
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	22,800	46,700
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	2	30,200	47,600
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(2号棟)	足立区青井3-10	51.0	1	37,100	80,000
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(1号棟)	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,200	76,600
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(3号棟)	足立区青井3-30	55.9	1	41,400	93,600
一般都営	高層耐火	青井三丁目第2アパート(1号棟)	足立区青井3-29	51.2	1	37,900	83,800

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額／戸）
一般都営	中層耐火	柴又四丁目アパート(22号棟)	葛飾区柴又4-1	39.0	1	27,500	49,200
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第4アパート(1号棟)	葛飾区西亀有2-38	59.6	1	45,400	105,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	80,900
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(3号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,200	93,700
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(1号棟)	葛飾区南水元1-24	59.6	1	43,600	87,300
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(7号棟)	葛飾区西水元5-9	59.6	1	42,700	80,600
一般都営	中層耐火	東金町五丁目第2アパート(1号棟)	葛飾区東金町5-48	59.6	1	43,600	86,400
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,500	45,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	55,500
一般都営	高層耐火	字喜田町アパート(1号棟)	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,700	73,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	92,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-4号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,100	46,500
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート(4号棟)	立川市柴崎町6-4	55.9	1	32,400	72,800
一般都営	中層耐火	境一丁目アパート(12号棟)	武蔵野市境1-16	62.1	1	48,000	125,900
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市下連雀7-15	55.9	1	41,300	102,700
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート(27号棟)	三鷹市大沢2-20	39.0	1	26,100	49,700
一般都営	中層耐火	調布柴崎二丁目アパート(4号棟)	調布市柴崎2-7	59.6	1	36,500	98,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	24,700	59,600
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(1号棟)	調布市富士見町4-6	51.0	1	30,500	79,300
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(6号棟)	調布市染地3-3	55.9	1	31,900	80,400
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート(4号棟)	町田市中町4-7	59.6	1	35,600	91,900
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(13号棟)	日野市新井3-1	35.7	1	15,900	36,500
一般都営	中層耐火	田無本町四丁目アパート(2号棟)	西東京市田無町4-14	51.0	1	30,000	78,700
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(3号棟)	西東京市北原町1-35	55.9	1	35,200	86,600
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)	西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,200	97,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(41号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	51,300
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目第2アパート(3号棟)	清瀬市元町2-9	51.1	1	30,500	72,600
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(1号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	2	27,800	58,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-3号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	36,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-4号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	36,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-6号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,500	64,800

●東京都告示第六百九十八号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ
き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使
用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、
第三条第三項の規定により告示する。

令和八年五月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第六百九十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和八年六月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和八年五月二十九日

東京都知事 小池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	を越える五戸以上の者に適用される使用料（月額一戸につき）	家賃（月額一戸につき）	
平井三丁目第2アパート （1号棟）	江戸川区平井三丁目四番	高層耐火	三四・六平方メートル	五〇戸	三〇、四〇〇円	九四、四〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	三〇戸	三五、五〇〇円	一一〇、一〇〇円
同右	同右	同右	四八・〇平方メートル	一〇戸	四二、二〇〇円	一三〇、九〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	同右	四二、一〇〇円	一三〇、五〇〇円
同右	同右	同右	五七・五平方メートル	同右	五〇、六〇〇円	一五六、七〇〇円

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使用料 (円、月額／戸)
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート(1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,100
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(12号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,300
改良	中層耐火	萩中三丁目アパート(20号棟)	大田区萩中3-27	36.4	1	29,400
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,100
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	27,900

●東京都告示第七百号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和八年五月二十九日

名 称	位 置	区画数
平井三丁目第2アパート駐車場	江戸川区平井三丁目四番	二〇区画
昭島福島町アパート駐車場	昭島市福島町千三番地四	一二六区画
東京街道アパート駐車場	東大和市清原一丁目一番地	八六八区画

●東京都告示第七百一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年五月二十九日

一 路線名	東京都知事 小 池 百合子
二 指定する区間	都道府中町田線 多摩市永山七丁目四番三地先から同市聖ヶ丘五丁目三番一地先まで

●東京都告示第七百二号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及

び面積を次のとおり変更する。

令和八年五月二十九日

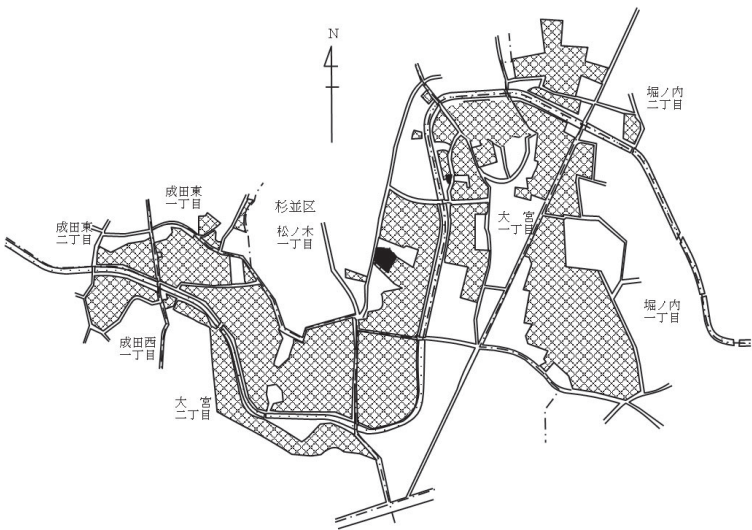
公 園 名	東京都知事 小 池 百合子
変 更 内 容	変更年月日
東京都立和田堀公園	別図のとおり 令和八年六月一日

別図

東京都立和田堀公園 区域変更略図

変更箇所 杉並区松ノ木一丁目及び大宮一丁目

	変更前の区域	面積	二六八、〇九九・三四	平方メートル
	追加区域	面積	一、九九二・六七	平方メートル
	変更後の面積		二七〇、〇九二・〇一	平方メートル



規則（人）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年五月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十二号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二への項中

薬 劑	大学6卒	0	3	5
-----	------	---	---	---

薬 劑	キャリア活用	大学6卒	0	3	5
-----	--------	------	---	---	---

改め、同項備考2の次に次のように加える。

3 試験（選考）の区分がキャリア活用の者を採用時に職務の級3級に決定する場合には、職務の級欄のうち2級を空欄、3級を「0」と読み替える。

4 キャリア活用の経験年数の起算については、経験年数起算表の定めるところによる。

別表第五備考2中「別表第2」の次に「イ行政職給料表（一）級別資格基準表の職種欄の「技術」の区分の適用を受ける者のうち、獣医については、獣医師免許を取得した時、同表へ医療職給料表（二）級別資格基準表の職種欄の「薬剤」の区分の適用を受ける者については、薬剤師免許を取得した時又は同表」を挿入する。

別表第六への項中

薬 劑	大学6卒	1級	39号給
-----	------	----	------

薬 剂	キャリア活用	2級 27号給
	大学6卒	1級 39号給

改め、同項備考を次のように改める。

備考

- 試験（選考）の区分がキャリア活用の者のうち、職務の級3級の適用を受けるものについては、初任給欄の号給を3級31号給とする。
- 医療技術Ⅱ類の初任給基準については、別の定めによる。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日以降新たに職員となった者のうち、職種が「薬剤」で、かつ薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十四号。以下「改正法」という。）による改正前の薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十五条又は改正法附則第二条の規定により薬剤師となった職員に関するこの規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則別表第五の適用については、同表キャリア活用の項中「7年」とあるのは、「5年」とする。

規 則（公）

古物営業法第22条第2項の規定により警察官が携帯し、又は提示する証票に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和8年5月29日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

●東京都公安委員会規則第6号

古物営業法第22条第2項の規定により警察官が携帯し、又は提示する証票に関する規則を廃止する規則
古物営業法第22条第2項の規定により警察官が携帯し、又は提示する証票に関する規則（平成15年3月19日東京都公安委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

通 達

8人委任第28号
令和8年5月29日

各 任 命 権 者 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和8年5月29日降これにより実施してください。

記

第6条関係第2項中「当たり、」の次に「行政職給料表（一）級別資格基準表の試験（選考）欄の「キャリア活用」の区分の適用を受ける獣医、医療職給料表（二）級別資格基準表の試験（選考）欄の「キャリア活用」の区分の適用を受ける者又は」を加える。

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三（五三二二）一〇一〇一（代）

郵便番号
163-8001

価 定

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

